

第 6 回 理 事 会 議 事 録

1. 開催日時 平成 28 年 10 月 5 日 (水) 17 時 00 分～19 時 00 分
1. 開催場所 東京国際フォーラム ガラス棟 G602
1. 現在理事数 25 名
- 出席理事数 20 名
- | | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|--|--|
| 理 事 長 | 吉村 博邦 | | | | | | | |
| 副理事長 | 松原 謙二 | 山下 英俊 | | | | | | |
| 理 事 | 市川 智彦 | 稲垣 暢也 | 遠藤 久夫 | 神野 正博 | 北川 昌伸 | | | |
| | 木村 壯介 | 桐野 高明 | 國土 典宏 | 小林誠一郎 | 寺野 彰 | | | |
| | 豊田 郁子 | 南学 正臣 | 羽鳥 裕 | 花井 十伍 | 邊見 公雄 | | | |
| | 本田 浩 | 森 隆夫 | | | | | | |
- (五十音順)
1. 現在監事数 3 名
- 出席監事数 3 名
- | | | | | | | | | |
|--|------|-------|------|--|--|--|--|--|
| | 今村 聡 | 寺本 民生 | 山口 徹 | | | | | |
|--|------|-------|------|--|--|--|--|--|
1. 事務局 事務局長 小嶋 照郎 他
- 欠席理事数 5 名
- 理 事 井戸 敏三 岩本 幸英 神庭 重信 柳田 素子 渡辺 毅

議事次第

I. 第 5 回理事会 (9 月 7 日開催) 議事録 (未定稿) の確認

II. 協議事項

- 社員からの運営資金借入れについて (財務委員会)
- 第 1 回専門医認定・更新部門委員会の協議結果について
 - 専門医制度整備指針の変更について
 - ウェブサイトにおける案内について
 - 泌尿器科、救急科における 2 次審査について
 - 委員会総則の改定について
 - 専門医認定・更新部門委員会規則について
 - 専門医共通講習について
- 基本領域連携委員会打ち合せ会の協議結果について
- 第 2 回専門医研修プログラムと地域医療にかかわる新たな検討委員会の協議結果について
- 委員会及び総合診療専門医のワーキンググループの委員の人事について
- その他

III. 報告事項

- 第 47 回社会保障審議会医療部会について
- 第 1 回総合診療専門医に関する委員会について
- 各学会からの質問状について (専門医認定・更新部門委員会)
- その他

IV. その他

17時00分、定刻に至り、理事長より挨拶の後、出席理事数及び委任状の確認があり本理事会の成立を宣言し議事を開始した。

I. 第5回理事会（9月7日開催）議事録（未定稿）の確認

9月7日（金）に開催された第5回理事会の未定稿の議事録（案）が参考資料として提出された。

II. 協議事項

1. 社員からの運営資金借入れについて（財務委員会）

松原財務委員長より、今年度の前期（4～9月末）実績財務表と後期（10月～翌年3月末）の見込みを基に作成し直した平成28年度収支予算書（案）並びに中期収支見通し（平成28年度～31年度）が提出された。

平成28年10月末に日本投資銀行へ5千万円の返済予定も含め、来年度までの機構の運営資金（約1億5千万円）を、金利0.01%程度とし、返済期日を平成32年3月31日までとし、社員へ借入れを申し入れることが提案され、承認を得た。

運営資金の借入金額については、日本医師会より借入可能な1億円の枠から約5千万円、基本18領域の社員学会からの借入れについては日本医学会連合が各学会と相談して金額を取り纏め、日本医師会と日本医学会連合を含めて合計1億円程度の借入れを依頼することが了承された。また、一団体からの借入額が突出するような状況は好ましくないという学会側からの意見も紹介された。

なお、今村監事より、返済期日については、順守するよう求められた。

また、中期収支見通しからは相当の利益が出ているような誤解を招くとして、後日詳細なデータを作成することが求められた。

2. 第1回専門医認定・更新部門委員会の協議結果について

(1) 専門医制度整備指針の変更について

専門医制度整備指針の改定案の作成を基本問題検討委員会の下に、専門医認定・更新部門委員会と専門研修プログラム研修施設評価・認定部門委員会の数名の委員からなるワーキンググループを設けて検討案を作成することが承認された。

なお、基本骨格は原則維持するが、「機構と学会が連携して制度を構築する」との趣旨に則って、フレキシブルな運用を可能とするよう見直す方針であることが説明され、整備指針改定案を、次回の理事会までに提出することとなった。

(2) ウェブサイトにおける案内について

既に理事会にて承認済みの専門医認定・更新審査における学会と機構の役割分担についてと、機構が認定する専門医を基本的に広告可能とする方向で検討している旨の案内を機構ホームページに掲載することが認められた。

また、全ての診療領域に関わる質疑応答について、機構ホームページにQ&A形式で掲載し、日付けを加えるなどの工夫をし、随時更新を行う旨の提案があり、専門医認定・更新部門委員会にて早急に案をまとめて理事会に諮ることとした。

(3) 泌尿器科、救急科における2次審査について

今後、一次審査は機構の定めた基準に基づき各領域学会が行い、二次審査は機構の「専門医認定・更新部門委員会」と基本 19 領域から各 1 名ずつ推薦された委員構成の基本領域専門医委員会で、機構が定めた基準により審査を行い認定することで理事会の承認を得ているが、基本領域専門医委員会が理事会の承認前のため、早急に二次審査を行う必要のある 2 領域（泌尿器科・救急科）について、暫定的に専門医認定・更新部門委員会で二次審査を行ったことが説明された。一次審査が終了している泌尿器科専門医（80 名）および救急科専門医（25 名）の更新について、審議の結果、機構認定の専門医として 2 次審査に合格したことが報告され、理事会の承認を得た。

(4) 委員会総則の改定について

委員会総則第 3 条第 3 項「任期は、委嘱した理事長と同じとする」箇所について、特に継続性を要する委員会の業務が滞らないようにするためにも、「任期は、後任が委嘱されるまでとする」と改定し、機構ホームページの更新をすることが承認された。

(5) 専門医認定・更新部門委員会規則について

委員会における決定範囲を明確にすることを目的とし、専門医認定・更新部門委員会にて委員会総則に沿って案を作成し、次回の理事会で諮ることとなった。

(6) 専門医共通講習について

専門医の共通講習について、モデルとなる視聴証明付きの DVD を作成する。また、必修である医療安全・感染対策・医療倫理について、機構ホームページ上に e ラーニングを設けて受講可能とし、1 単位取得できるようにする方向で専門医認定・更新部門委員会にて検討していくことが了承された。

また、共通講習会規則を見直し、各領域学会、医師会、各施設等が認めたものを機構が受領し、機構による講習会の 2 次審査は行わないことが承認された。なお、機構に届ける期間については、原則として月単位とする案が出され、引き続き同委員会にて検討を行うこととされた。

3. 基本領域連携委員会打ち合せ会の協議結果について

本理事会に先だって、13 時より開催された基本領域連携委員会（打ち合せ会）にて、機構の事業の見直しに伴い研修プログラム認定料、専門医認定更新料が変更となり、サイトビジット事業についてもスリム化を図ることを基本 18 領域へ報告した。また、各学会の共通講習の基盤整備に関するアンケートを行い、共通講習案の参考とする旨の説明がなされた。

なお、平成 30 年度に基本領域が一斉に機構認定の専門研修プログラムでスタートできるよう準備することと、専門医制度整備指針の改定案を作成した上で、基本 18 領域から意見を伺う予定であること、また、整備指針の改定案では領域毎の実情を考慮した柔軟な対応が出来るように検討を進めることが報告された。

4. 第 2 回専門医研修プログラムと地域医療にかかわる新たな検討委員会の協議結果について

本理事会に先だって、15 時 30 分より開催された第 2 回専門医研修プログラムと地域医療にかかわる新たな検討委員会にて、来年度に暫定研修プログラムを施行（併用含む）する基本 6 領域に対し、地域医療への対応についてヒアリングを実施し、各領域とも地域医療への配慮がなされていることが確認され、尾身委員より問題ない旨の見解があったことが報告された。

今後、各領域の昨年度の認定施設、本年度の基幹施設と連携施設、認定されなかった施設等の一覧表、来年度の応募状況等を纏めて各都道府県に提出することが報告された。

邊見理事より、基幹施設数が少ないことにより、専攻医数も必然的に減り、医師の偏在化は解消されないと、地方の基幹施設数の適正化を図るため、各都道府県での調整会議に諮ったうえで、研修プログラムを決めてほしいという意見が出された。また、森理事より、都道府県によっては調整会議が機能していないところがあることについて機構から厚生労働省医政局へ、調整会議の活動の是正を求めるよう要望が上がった。南学理事からは、地域医療に専門医機構が配慮することは当然であるが、地域医療を実際に中心となって担うのは専門医取得後の医師であり、専門医取得後に医師がその地域に残ることが重要で、専門医機構のみで対応できる問題ではないことを認識する必要があるとの意見が出された。

理事長より、医師の地域偏在については、今すぐに解消することは難しいとして、5年、10年のスパンで均等になるように見据えていくと回答された。

5. 委員会及び総合診療専門医のワーキンググループの委員の人事について

基本問題検討委員会、専門研修プログラム研修施設評価・認定部門委員会、基本領域連携委員会の委員の追加、および総合診療ワーキンググループを設け同メンバーについても提案があり、承認された。また、推薦委員を検討中の日本麻酔科学会を除く基本領域専門医委員会と基本領域研修委員会の委員が各領域から提出され、承認された。

6. その他

- ・日本精神神経学会が業務委託契約を締結するよう要望書を提出していることについて、進捗を説明するよう求めがあり、基本領域連携委員会にて検討すると回答がなされた。
- ・理事会で医学生や、若手の専門医を目指す人たちの意見を聞くよう提案がなされ、吉村理事長より了承された。
- ・専門医の仕組みは国民の為でもあるが、医師の為でもあることを十分に考慮して頂きたいとする意見が出され、理事長より、専門医が持つ役割が非常に大事であるとして、今後も考慮すると回答された。

III. 報告事項

1. 第47回社会保障審議会医療部会について

理事長が参考人として出席し、委員から以下の質問があり、現状の説明を行ったことが報告された。特に、専門医を取得しない選択についての質疑では、基本領域は後期研修とリンクしており、初期研修終了後にはどこかの基本領域を選択して後期研修を行い、その証として任意であるが専門医資格を取得してほしいという趣旨であることを説明したことが話された。

- ✓ 平成29年度の暫定研修プログラムを既存プログラムと併用も含め施行する領域について地域医療への配慮はあるか。回答：改めてヒアリングを行う予定であること。
- ✓ 平成30年度に基本19領域が機構認定の新プログラムでスタートできるか。回答：今後、引き続き検討すること。

- ✓ 総合診療医専門医が他領域の専門医取得者を圧迫しないか。回答：総合診療専門医に関する委員会で今後検討すること。
- ✓ 事務局体制の充実が必要であること。
- ✓ 専門医を取得しない選択の可能性について。回答：あくまで任意であること。

2. 第1回総合診療専門医に関する委員会について

10月28日開催の第1回総合診療専門医に関する委員会にて、今後、ワーキンググループを設け整備指針の柔軟な運用、病院総合診療医や自治医科大学・地域枠研修医等が研修可能な仕組みの構築、他領域からの参入、他領域のサブスペシャリティ専門医の取得、特任指導医講習の再開等について検討することが報告された。

3. 各学会からの質問状について（専門医認定・更新部門委員会）

2領域（病理・泌尿器科）からの来年度以降の専門医の認定更新に関する質問について、回答案を作成したことが説明された。

各学会からの質問の起因として、検討中である共通講習会並びに診療領域別講習会の規則・細則がホームページに掲載されている為であることから、改定版が理事会で承認されるまで掲載を取り下げ、検討中と表記することで了承を得た。

4. その他

以下が参考資料として提出された。

- ✓ 貴機構への運営資金貸出にあたっての資料提出のお願い（日本外科学会）
- ✓ 新専門医制度への要望書（全日本医学生自治会連合）
- ✓ 新しい専門医制度における臨床検査専門医に関するお願い（日本臨床検査医学会）
- ✓ 邊見理事よりの意見書


IV. その他


以下について、今村監事より指摘があり、理事長より次回の理事会までに検討すると回答がなされた。


- ✓ 財務委員会への監事の出席について（各種委員会への理事・監事の出席）開催案内の連絡を徹底すること
- ✓ 各種会議における陪席者について、傍聴のルールを定め傍聴者の有無等を議事録に記載をすること
- ✓ 情報共有のため、理事会・委員会等の速記録を作成すること
- ✓ 事務局の人事について、事務局長・臨時職員等を含め理事会に諮ること
- ✓ 事務局機能の強化を図ること


以上をもって、本日予定された議事が終了し、この議事内容を明確にするため議事録署名人として
監事が指名され、19時10分に散会した。

平成28年10月5日

理事長 吉村博邦 
吉村 博邦

監事 今村聡 
今村 聡

監事 寺本民生 
寺本 民生

監事 山口徹 
山口 徹